

道路使用許可再交付申請手続について

道路使用許可証を再交付する際は、許可を受けた警察署への申請が必要となります。

申請方法

- 1 道路使用許可再交付申請書 1 通を許可警察署等（道路使用許可証を発行した警察署等を言います。）の交通課窓口に提出してください。（記載例参照）
また、警察庁ホームページからオンライン申請が可能です。
（オンライン申請後、手数料の納付及び許可証の交付のため警察署に来署していただく必要があります。）
詳しくは、許可警察署等の交通課までお問い合わせください。
- 2 手数料として、申請時 5 0 0 円（オンライン申請の場合は交付時等）を 許可警察署等の会計課窓口において収納していただく必要があります。（コンビニでの収納はできません。）
- 3 申請から許可証の交付まで、原則として 3 日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。

申請書の様式を当サイトに掲載しておりますが、警察署等の交通課の窓口にも申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は許可警察署等の交通課窓口までお申し出ください。